

小野寺委員

まずはじめに企業庁関係について質疑をさせていただきたいと思います。

企業庁では、東日本大震災で得た様々な教訓あるいは経営環境の変化というものを踏まえて、来年度から平成 30 年度までの 5 年間にわたる経営の指針となる水道事業経営計画及び電気事業経営計画の策定に着手したということではありますが、この計画について何点かお伺いをしたいと思います。

私は 6 年ぶりにこの県民企業常任委員会に所属をさせていただきました。6 年前は、今後の水道事業のあり方を考える懇話会から様々な意見等が出ていて、それについていろいろな質疑をさせていただきました。そのときには、今後の将来を見据えたときに、これから給水人口が減っていくだろうということや施設の老朽化も進んでいくだろうということで、県内の他の水道事業者との共通化、広域化、あるいは施設のダウンサイジングというものが語られていたわけがあります。

それから 6 年間でどのように進展をしてきたかということに関心があるわけですが、すけれども、今回、この会計報告を拝見しておりますと、例えば、持続という項目の中に、安定した水の供給体制の確保という記載があります。ここでも、施設規模の適正化や広域化による効率的な施設整備について記載されております。

平成 22 年度に公表された神奈川県内水道事業検討委員会報告書より、水道施設の他事業者との共通化、広域化あるいは施設のダウンサイジングということが提言されているわけですが、これらを今回の経営計画にどう反映しようとしているのか、まずお伺いをしたいと思います。

計画課長

神奈川県内水道事業検討委員会でございますが、これは、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び神奈川県内広域水道企業団の 5 事業者の経営課題と将来の展望、広域化の在り方などにつきまして検討するため、先ほど委員がおっしゃられました、平成 18 年から 19 年に設置された、今後の水道事業のあり方を考える懇話会での答申を受けて設置された委員会でございます。

懇話会からは、水質管理センターの設置、浄水場や管路の老朽化に伴います大量の施設更新を踏まえまして、30 年程度を見据えた水道施設全体の整備計画の策定などについて提言を受けたものでございます。

そこで県内 5 事業者は、平成 20 年 8 月に神奈川県内水道事業検討委員会を設置しまして、具体的な取組として、水質事故時の対応の強化などを目的としました水質管理センターの設置や、水道施設の共通化・広域化を目的としまして 5 事業者全体の浄水場を 15 箇所から 8 若しくは 9 箇所程度に統廃合することなど、県内の水道施設全体の将来構想についての報告書として平成 22 年 8 月にまとめたものでございます。

この構想の実現に向けまして、個々の事業者は、長期計画の策定に際して共通

化の理念を反映し、実現可能なものから着手することとしていますが、まずは5事業者としては、水質管理センターの設置を目指して検討を進めているところでございます。

水道施設の共通化・広域化につきましては、5事業者間においては、まだ実現化に向けた具体的な議論には及んでおりませんが、今回の県営水道事業経営計画の改定では、おおむね30年後の水道事業のあるべき姿を展望しつつ、その間に更新時期を迎えます寒川浄水場の縮小や、谷ヶ原浄水場の拡充等を念頭に、今後10年間で水道施設の再配置を見据えた管路の整備等を図るとともに、当面5年間では、管路の適正規模での更新や配水池等の統廃合など、ダウンサイジングを着実に進め、構想の実現化に向けた効率的な施設整備を行ってまいります。

小野寺委員

浄水場の統廃合は大変な事業だと思いますが、いわゆる将来の合理化を見据えて、しっかり一つ一つ手を打っていかないといけないと思います。せっかくいろんなことをやっても無駄に終わってしまうということは、絶対避けなければいけないと思うんです。

今お話がございました水質管理センターの設置というのは、5事業者が一体となってやるということなんですが、現在までの検討状況と、今後の方向性がどうなっているか、御説明いただきたいと思います。

浄水課長

水質管理センターの設置につきましては、平成23年1月に、水源から蛇口までの水質検査の一元化と主要な検査機器の集約を図ることを目的として検討を始めたところでございます。

しかしながら東日本大震災発生以降、お客様の水道水質に対する関心や安全に対する意識がこれまでになく高まりまして、蛇口の水の水質検査につきましては、各水道事業者が責任を持って行うべきではないかという意見が協議の中で出たところでございます。

そこで、まずは水源の水質検査や水質事故の対応の一元化を図る方向で、水質管理センターの具体的な内容等について、現在、改めて協議をしているところでございます。

平成24年5月には、利根川水系におきまして、産業廃棄物処理場から多量の化学物質を含む排水が流出するという水質事故があり、広域的な断水が発生したという事例もありますので、より安全な水を安定して供給するためには、水質事故発生時の対応強化や水質検査業務の効率化を図ることの必要性を強く感じたところでございます。そのため、水質管理センターの設置に向けて、今後も精力的に検討協議を進めていけるよう働き掛けていきたいと考えます。

小野寺委員

横浜市、川崎市の水道局とか、県内広域水道企業団もあります。それぞれ利害というものがあるでしょうし、それぞれの方針も当然あるんでしょうが、どこがリーダーシップをとって進めていくのかということも課題だと思うんです。しっ

かりと効率的な事業となるように、今後、努力を続けていただきたいと思います。

また、同じくこの改定方向の中の主要事業ですが、同じ持続という項目の中に、健全経営の堅持と経営基盤の強化という記載があって、その中にICTや民間活力の活用という記載があるんです。これは具体的にどのようなことを想定しているのか、教えてください。

情報管理課長

現在、本県では、県民生活のICT化とスリムな県庁づくりを目的とした電子化全開宣言の実現に向けた取組を実施しておりますが、企業庁におきましても県全体と歩調を同じくする中で、ICTの利活用による業務プロセスの見直しや情報システムの見直しなどに取り組むこととしております。

水道事業におきましては、これまでも上下水道料金管理システムなど、情報システムや情報機器の利活用を図り、お客様サービスの向上と業務運営の効率化に努めてまいりましたが、全庁的に検討が進められておりますICTの利活用を図ることにより、更なるお客様サービスの向上と効率的な事業運営に向けた検討を進めることとしております。

具体的には、水道利用に関する各種申請手続の利便性の向上や、事故や災害時における情報管理体制の強化の他、内部事務における更なる効率化、省力化などについて、ICTの利活用を検討していきたいと考えております。

小野寺委員

次に、電気事業経営計画についてお聞きしたいと思います。

先ほどの芳賀委員の御質問と一部重なるところも出てくるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

主要事業の貢献という項目の中に、再生可能エネルギー導入の推進ということが記載されています。一方で、今後の計画の策定に当たっては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度など、その動きをしっかりと踏まえて策定する必要があるという記述もありますけれども、企業庁として、再生可能エネルギーを自ら導入するに当たっての基本的な方針についてお伺いをしておきたいと思います。

発電課長

企業庁として、自ら再生可能エネルギーを導入する場合の基本的な方針でございますが、電気事業では、これまでに小水力発電や太陽光発電を運営してきたノウハウがございます。これらのノウハウを活用しまして、維持管理が容易で経済的な設備を計画するとともに、固定価格買取制度を利用して、十分な採算性を確認しながら導入を図ってまいります。

まず、小水力発電でございますが、一般に水力発電は初期投資が大きく、河川利用者等との調整が必要でございますので、民間としては事業としてなかなか取り組みにくい分野であると考えております。そのため、公営企業として開発を進めていく必要があると考えております。

特に小水力発電につきましては、規模が小さくても24時間安定して発電ができることから、事業化の規模といたしましては、おおむね数十キロワット以上を目

安として導入を図ってまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電でございますが、今後の企業庁用地の有効利用を図るという観点から、その用地の既存施設の本来の機能は阻害しないことを前提とし、設置を検討してまいりたいと考えております。その場合の規模といたしましては、事業用としての採算性を考慮いたしますと、おおむね1メガワット以上を目安として考えているところでございます。

なお、風力発電など、その他の再生可能エネルギーにつきましては、県内に適地がない、あるいは採算性が低い、また実証試験中で実用化されていないという理由がございますので、これらにつきましては導入が難しいと考えております。

小野寺委員

メガソーラーについても、買取価格が42円というのがあるって、採算が取れると思います。今後これがどう変化していくのか、これも事業に大きな影響を与えていくと思うんです。その辺り、当然、企業庁は事業として取り組んでいくわけですから、しっかりと採算性も重視しながら取り組んでいただきたいと思います。

また、今、小水力発電についての御答弁も頂きました。エネルギーの地産地消を考えると、大変有効な発電事業ではないかと思うんです。私も、先ほど芳賀委員がおっしゃった文命用水については昨年、環境農政常任委員会の県内調査で見させていただいたんですが、こういった小水力発電に適した河川は、県内にはまだまだ可能性としてあるんでしょうか。

発電課長

文命用水につきましては東京電力の水力発電所から放流された水を使用しております。年間を通して安定的に水が流れているといったことから、現在、産業労働局が小水力発電の実証試験を行っているものでございます。

また、県内の農業用水路を利用しました小水力発電の適地につきましては、今年度、農業用水路を所管しております環境農政局において、可能性調査を実施すると伺っております。

河川の適地でございますけれども、ある程度の規模の水力発電所を設置できるような適地というのは、ほとんど県内には残っていないと考えております。なお、砂防ダム等の既存施設を利用した小水力発電については、幾つか可能な地点があるのではないかとということで、現在、電気事業として調査をしているところでございます。

また、農業用水路などを利用して、ごく小規模のPRや教育啓発用として実施できる箇所は、県内各地にまだまだ見受けられるとは思いますが、そういった箇所につきましては市町村の方で導入を考えているところでございますので、企業庁といたしましてもそういった取組に対しては支援をしていきたいと考えております。

小野寺委員

企業庁の主要事業である水道、電気事業の今後5年間の経営の指針であります経営計画、これは、3月には議会に最終案が提出されるということですが、

将来の経営に大きな影響を与える重要な計画であると私は認識しておりますので、計画策定に当たりましては、過去の計画の検証はもちろんのこと、現状分析、将来見込みなど、十分に検討し、経営計画を策定していただきたいと要望して、次の質問に移りたいと思います。

(休憩 午前 11 時 43 分 再開 午後 3 時 4 分)

小野寺委員

それでは、引き続きまして県民局関係の課題につきまして、何点か質問をさせていただきます。

まずはじめに県民ホールの改修についてお伺いをいたします。

今は県民ホール本館という形で呼ばれているようですが、開館当初は日本有数のホールとして最新の設備環境を誇っていましたが、間もなく築後 40 年ということでもあります。外観からは、なかなか計り知れない部分がありますけれども、建物の老朽化ですとか、設備が今の時代にそぐわないという問題も出てきています。例えばバリアフリーも不十分なままということでもあります。私たちも何度か県民ホールに伺わせていただいておりますが、そのバリアフリーをはじめ、今後、しっかり改修を行っていくべきであると考えているんですが、その点について幾つか確認をしておきたいと思います。

まず、県民ホール本館については、大分前から改修を急ぐべきという声が上がっていると承知しておりますが、現状についてどう認識されているか、お伺いをします。

文化課長

県民ホールでございますが、文化芸術活動の拠点となる施設といたしまして、施設全体で年間 60 万人を超える多くの利用者があります。直近 5 年の施設稼働率も毎年 90% を超えておりまして、安定して高い稼働率で推移をしております。県の緊急財政対策の中でも、運営改善を図りながら現行運営を継続するという方向性が示されているところでございます。

しかしながら、今もお話にございましたとおり、建築後 38 年が経過しておりまして、耐震補強工事を必要とするとともに、内外装や設備等の劣化が進んでおります。緊急の修繕工事が毎年発生しているというような状況もございまして、安全性等の観点から早期の改修が必要となっております。

小野寺委員

耐震補強対策の現状についてもお伺いをしたいと思うんですが、どうなっているのでしょうか。あと、今年度、そして来年度と、改修工事の予算が計上されていると思いますが、耐震補強改修工事以外で行う工事がありましたら教えてください。

文化課長

県民ホール本館についての改修でございますけれども、今年の平成 25 年 12 月から平成 26 年 9 月までの予定で改修工事を行うこととしております。今回の改修工事におきましては、利用者や使用者等の生命、財産に関わる、より緊急な改修を要する工事といたしまして、小ホールの部分の耐震補強工事の他、屋上防水工事、外壁改修工事及びエレベーター 3 基の改修工事を行うこととしております。

この中の耐震補強対策でございますけれども、小ホールの耐震補強工事といたしまして、小ホール西側と喫茶室の東側開口部の部分に鉄骨のブレースを入れて補強し、耐震基準を満たすようにしてまいりたいと考えているところでございます。

小野寺委員

今年の 12 月から来年の 9 月にかけて改修工事を行うということでございます。そこで、先ほど私が申し上げた中のバリアフリーについてですが、利用される方の高齢化も進んでいる中で、階の間の移動がなかなか難儀をしているという問題があります。利用者の方々からも、何とかバリアフリー化ができないのかというような要望も頂いているところなんです、その辺りについてはどうお考えでしょうか。

文化課長

バリアフリー化についてのお尋ねでございますけれども、お話にございましたとおり、現在では、高齢者の方たちの利用に配慮いたしました施設のバリアフリー化ということも課題であると認識しております。今後も改修の際には、併せて、例えばエスカレーター設置等の可能性といったことも検討してまいりたいと思っております。今後と言いますのは、今年度、来年度で計画しているということではなくて、その先の大規模な改修工事を行う際ということでございますけれども、その際には併せてエスカレーター設置の可能性ということも検討してまいりたいと考えているところでございます。

小野寺委員

ロビーなどを見ると一定の空間はあるようなので、エスカレーターも当然考えられるのかなと思っていましたけれども、物理的にエスカレーター設置は可能だと考えているわけですか。

文化課長

現在まだ基本的な調査を行っておりませんので、確定的なことは申し上げられません。今後、そういったことも含めまして、調査を行っていく中で明らかになってくるかと思っております。

小野寺委員

今後、調査を行っていくということですが、お金もそれなりにかかると思うんです。ですから、まずは調査のための予算を確保しなければならないんですが、今は財政的に大変な時期でありますから、これは慎重に見極めなくてはならないと思います。ですので、まずはエスカレーターが付くのか付かないのかということも含めて、そういう調査のための予算というのはしっかりと確保していただき

たいと思います。これは本当に是非ともよろしくお願いしたいと思います。

何しろ本県を代表するシンボリックな文化施設でありますから、やはり県民の皆さんが安心して利用できる施設にしていかななくてはいけないと思っています。そのためには、バリアフリー化というのは欠かせないことだと考えていますので、是非よろしくをお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

今回の我が会派の代表質問における、子ども・子育て支援についての知事の答弁ですけれども、国の待機児童解消加速化プランの活用を検討しているとのことでした。どこでも保育所に入りやすくなったなど実感できる日が一日も早く来ることを、県民の皆が期待しているわけですが、横浜市は4月に待機児童ゼロと発表いたしました。ただ、保護者の中からは、うちの子はまだ待機しているんだというような声が聞こえてきたりとか、新聞でもいろいろと報道されましたけれども、なかなかゼロになった実感が薄いという声もございます。

やはり待機児童数のカウントの仕方に問題があるんじゃないかとも思います。そこで、その待機児童数のカウント方法と、県民、市民の実感部分とのギャップを中心に、今後の待機児童対策について幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず、待機児童のカウントの仕方というのは何によって定められているのか。例えば、子供さんを預けながら、働き口を探そうと親御さんが求職活動していると。そういう場合の扱いなんかはどうなるのかということもありますし、また上の子と同じ園に下の子も入れたいんだけど、入れなかったんで下の子は待機状態だと思っていたら、実は、そういう子供は待機児童にはカウントしないという話があったりとか、なかなか分かりづらいといいますか、正しく理解されていないというところもあると思うんです。そういったケースへの対応も含めて、そのカウントの仕方の説明をしてください。

次世代育成課長

保育所の入所待機児童数は、平成15年に、厚生労働省の局長通知で、その定義あるいは待機児童に該当するかどうか判断するに当たっての留意点が示されました。実務的には毎年4月の初め頃、待機児童の報告を求める事務連絡とともに、国からその定義という形で示されております。

待機児童の基本的な定義は、4月1日時点において入所申込みが提出されており、入所要件に該当しているが入所していない者ということになってございます。求職中の保護者のお子様についてでございますけれども、そもそも求職中の場合の入所の扱いにつきましては、平成12年に厚労省の保育課長通知によりまして、求職中でも保育所に入所申込みができるということが示されております。この通知に基づきまして市町村では、求職中の方が申し込むときに、求職していますという自己申告だけで申込みを受け付けているところもあれば、ハローワークでの求職票の提出を求めているところ、あるいは求職票が提出されると入所の優先順位のポイントが上がるなど、様々な扱いがなされております。

こういったことを踏まえまして、国は、求職活動には様々な形態が想定される

ので、待機児童のカウントに当たっては、その求職活動の状況把握に努め、適切に対処するようという留意点を示しております。

こういったことを受けまして、現状では市町村によって、求職中の保護者のお子さんの待機児童のカウントの仕方が、微妙に異なっているという状況がございます。

それから、上のお子さんと同じ保育園に入れたくて、下のお子さんを同じ所に申し込まれたというケースなんですけれども、今の御質問の中で想定されることといたしましては、国からは、入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には、待機児童数には含めないという留意点が示されております。上のお子さんと同じ保育園に入りたいということは特定の保育所を希望するという部分に該当しますので、待機児童から除外されるという扱いがされていることが想定されるものと考えております。

小野寺委員

今の御説明は、一定程度の説得力があるものだと思うんですが、やはり保護者の方々との認識のギャップがあるんだろうなと思います。特に市町村によってそのカウントの仕方も微妙に異なるとなると、なかなか難しいところもあろうかと思えます。

それで、県の認定保育施設というのがあります。例えば横浜市であれば、横浜保育室というのがありますけれども、そういった認定保育施設に入っている子供たちについては、例えば本来は認可保育所を希望しているんだけど、入れなかったのが認定保育施設に入所しているということです。そういう子供たちは、待機児童にはカウントされないということは承知しています。ただ、そういう子供たちの扱いも含めて、今後、子ども・子育て支援新制度の本格施行後に、これは、待機児童のカウントの仕方というのは変更されるようになるのでしょうか。

次世代育成課長

まず、子ども・子育ての支援制度が本格施行になりますと、保育の必要量の認定制度というものが導入されまして、短時間と長時間に分けて保育の必要量が認定されて、お子様によって公的に利用可能な時間の幅が決まっております。その大枠が変わってまいりますので、おのずと待機児童のカウントの仕方も変更する必要があると国の方からは説明を受けております。ただこの具体的な方法については、今後、検討するものと伺っております。

今の認定保育施設の横浜保育室等に入所されているお子さんなど、認可保育所に入れなかった方については、現時点では待機児童にカウントされておられません。これは現在、児童福祉法第24条のただし書きに、市町村は保育の需要が増大しているなど、やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業その他適切な保護をしなければならないという規定がございまして、この横浜保育室のような認定保育施設は、このただし書きの適切な保護に該当するため、待機児童のカウントから除外することになっております。



ただ、新制度になりますと、この第 24 条のただし書きがなくなりまして、除外するカウントの仕方の根拠がなくなるわけですから、カウントから除外されなくなる可能性があるわけです。この点についても、国では、今後、検討していくということですので、私どもも国の検討を注視してまいりたいと考えております。

小野寺委員

もう一つ気になるのは、いわゆる認可外保育施設というのがありますね。本当は認可保育所に入りたいたいけれども、入れないから認可外保育施設にお子さんを預けられている親御さんも相当数いらっしゃると思います。今回の待機児童解消加速化プランの 5 本の柱の一つとして、認可を目指す認可外保育施設の支援が掲げられているわけですが、これは、実際に認可を目指すのであれば目指したいと考える施設は、恐らく多いのではないかと思うんです。具体的にどういいう支援が考えられるのか、また予定されている支援策の活用についてはどのように取り組んでいくのか、お答えいただければと思います。

次世代育成課長

今回、プランで打ち出されました 5 本の柱の一つに、認可を目指す認可外保育施設への支援が打ち出されております。具体的な支援の中身といたしまして、国から 6 月 2 日に、その具体的な内容が示されたところでございます。具体の事業は、いずれも安心こども基金を活用した新規事業でございまして、1 点は、認可外保育施設運営支援事業として、現状では認可の基準をやや満たせない部分があっても、5 年以内に認可保育所又は認定こども園への移行を希望して、その基準を 5 年以内に満たす見込みがある場合には、運営費を支援するというものでございます。

この支援に当たりましては、5 年の期間内で改善を図って計画的に認可に移行するために、認可化移行計画をつくっていただくことが必要となってまいります。

また、この移行の支援の一環といたしまして、認可化移行可能性調査費というメニューも設けられております。こちらは、認可に移行するために障害となっている課題等を診断いたしまして、認可に向けた移行計画を策定するための費用を助成するものでございます。

こういった新規事業の多くは、保育の実施主体である市町村が中心となって行っている部分が多いですので、6 月 12 日に第 1 回、明日には第 2 回の市町村との会議を予定しておりまして、既に活用に向けた検討に入っております。ただ、今申し上げました認可化移行計画にどのぐらいの具体性や詳細さが必要となるのか、今国に確認中の部分も多うございますので、活用については、今後、早急に調整してまいりたいと考えております。

小野寺委員

認可外保育施設の支援については、大変良心的に頑張っている認可外保育施設もありますので、そういった方々の努力が報われ、認可に移行できるように進めていただきたい。本来、当の子供たちや保護者の皆さんの利益につながることで、是非前向きにその活用を図っていただきたいと思っております。

また、待機児童のカウントの仕方に、大変難しい要素が含まれているということは分かりましたが、対策を立てる上で数値というのは基本になるものであると思います。でも、子育て中の方々の立場を考えると、なかなかその数値で簡単に納得していただけないという部分があると思いますので、今後、新制度に移行する際には、子育て家庭はもちろんのこと、広く国民、県民の皆さんが納得できるカウント方法になるように、国への提案など、働き掛けを行っていただきたいと要望させていただきます。

最後の質問です。国際研修センターの見直しと留学生等の支援策について何点か伺いたいと思います。

私の地元で国際研修センターという施設がありますけれども、センターとしての機能は平成 26 年度末に廃止と位置付けられています。これは緊急財政対策の中で、県民利用施設の見直しが行われて、そういうふうになったようです。

私もその研修センターに伺って、海外技術研修員の方々を囲んだイベントなどにも参加をさせていただいたことがあります。神奈川県が尊い事業をされているなと思っていましたので、何か残念な思いもあります。

また、神奈川国際学生会館ですが、これもやはり旭区の白根にありましたが、淵野辺にもありましたが、この3月に廃止されたばかりであります。外国人留学生等の宿泊施設が、この国際研修センターの廃止によって、また一つ減ってしまうのだと思います。

そういった状況を踏まえて何点か伺いたいんですが、まず国際研修センターの概要について確認をしておきたいと思います。

国際課長

神奈川県国際研修センターは、昭和 62 年 4 月、保健衛生や教育文化など、様々な技術の習得を目的に、主として海外から招へいされ来日する研修員のために、横浜市旭区中尾に設置された施設でございます。設置当初から海外技術研修員の日本語研修を実施するとともに、日本の文化、習慣などを学ぶための課題研修や、地域住民の方との交流事業を実施しております。

施設は大きく分けまして研修棟と宿泊棟から成っております。機能といたしましては、海外技術研修員や留学生が宿舎として利用する宿泊機能、海外技術研修員の日本語研修を実施いたします研修機能、それから地域の方々との交流を深めていく交流機能といった三つの機能がございます。現在は、海外技術研修員の他に、かながわ国際スカラシップ留学生、私費留学生等が宿泊しております。

小野寺委員

現在の施設の活用状況について教えてください。

国際課長

宿泊室 57 室に対しまして、私費留学生が出たり入ったりしている状況もございますので、平成 24 年度の通年ベースで御説明させていただきます。

海外技術研修員の宿舎として平成 24 年度は 5 室活用されておりました。かながわ国際スカラシップ留学生の宿舎としては 8 室活用されておりました。私費留学

生については、時期による増減はありますが、おおよそ 30 室から 40 室の幅の中で活用がされております。これらを全部合わせますと、おおよそ年間通しまして 70%から 90%程度の入居率となっております。

また、研修室及び会議室は、留学生等が使わない時間帯におきましては多目的利用として、事前登録している国際交流団体や地域団体にも貸し出しています。

小野寺委員

先ほど申し上げたように、このところ立て続けに幾つもの施設が廃止されるということになっています。今、そういった数値を伺うと、それなりに活用されているとも思うわけですが、研修センターを廃止する理由を改めて伺いたいと思います。

国際課長

研修センターは、主として海外からの研修員の宿舎として設置されてまいりましたが、平成 5 年度の 28 名という海外技術研修員のピークに対して、24 年度は 5 名ということで、研修員の受入施設という性格から、私費留学生の宿泊施設へ利用の重点が大きく変わってきておるところでございます。

そして、その私費留学生を取り巻く住環境の変化や、就職支援などを望む留学生のニーズも踏まえて、平成 24 年度から新たな留学生支援施策への転換を図ったところに、同年度におきまして緊急財政対策の取組を進めることとなりまして、改めて国際研修センターの必要性について検討させていただくことになりました。

センターには、宿泊機能、研修機能、交流機能の三つの機能がございすけれども、最も重要な宿泊機能につきまして、現在、利用の大半を占めるのは私費留学生でございます。大学の留学生宿舎が一定程度整備されてきていることや、民間の賃貸住宅、これが借り手市場になってきていること、さらに入居に関わります法的保障制度が拡大されてきたことなどから、県が直接宿舎を提供することの必要性が、以前に比べれば薄れてきていることなどがございまして、改めて必要性について検討し、廃止の方向性を打ち出したものでございます。

なお、廃止の時期につきましては、現在入居されている私費留学生に配慮いたしまして、平成 26 年度末としたところでございます。

小野寺委員

今の御説明を伺っていますと、入居されている方々の大半を私費留学生が占めるようになったため、県の事業である海外技術研修員の方々は減ってきているということが一つの理由になっているということです。しかしこれは、自然に海外技術研修員の方々が減ってきたわけじゃなくて、県の事業が縮小されたから、おのずと人数も減ってきているわけで、自然に減ったわけじゃないですね。県の事業の縮小ということがあって減ってきているわけです。そこで、県としては、これまで行ってきた海外技術研修員事業ですとか、かながわ国際スカラシップ留学生事業に対して、その意義や成果についてどう評価されているのか、それを伺っておかないといけないと思うんです。

国際課長

意義と成果ということでございますけれども、まず海外技術研修員は、地域からの国際貢献の一環として、開発途上国から技術習得のための研修員を受け入れ、県内の試験研究機関などで実務経験、実務専門研修を受けていただきまして、その国の経済、社会、文化の向上に寄与することを目的に、昭和 47 年度から進められているものでございます。

成果の一例を挙げますと、アフリカのルワンダという国から、紛争や地雷などで足に障害を負った方々の義肢を製作する技術を学びに研修に来られている方、これまで 6 人が来県されております。帰国後、現地におきましておよそ数千人の障害者に関わるなど、ルワンダの障害者の支援に寄与しているというような成果が一例としてございます。

平成 24 年度までに 49 箇国 579 名の研修員を受け入れ、開発途上国の発展に一定程度の貢献を果たしてきたものと考えております。

次に、かながわ国際スカラシップ留学生でございますけれども、アジアの友好提携先の中国遼寧省、韓国の京畿道、マレーシアのペナン州における保健福祉人材の育成を図るために、県立保健福祉大学への留学を希望する者を支援する事業として、平成 15 年度から実施してまいったところでございます。保健福祉大学を卒業した後は、現地の保健福祉医療人材として活躍していただくことを前提としている制度でございます。

これまで 18 名の留学生の受入れを行ってまいりました。大学卒業後の進路が過去 11 名の卒業者のうち 5 名が日本にとどまっている状況などを考慮いたしまして、スカラシップ留学生につきましては、今年度の新規の受入れを最後に、今の留学生が卒業する平成 29 年度をもって、同事業は廃止させていただくことと整理しております。

小野寺委員

スカラシップ留学生事業の方は、こちらでの留学が終了した後も自分の国に帰らないで日本にとどまる学生が少なからずいるということで、廃止予定ということなのですが、その辺りはまた改めて詳しくお聞きしたいと思います。もう一つの海外技術研修員事業というのは、見返りを期待するようなことではなくて、神奈川の国際貢献に関して、これは何といたっても神奈川のプライドとしてこれまで続けてきた大変意義のある事業だと思うんです。こういうところがしぼんでいくのは非常にじくじたる思いがあるわけです。今後、このセンターがなくなりますと、この海外技術研修員事業というのが、どういうふうに展開されていくことになるのか、センターを廃止したことによる影響というのはないのか。その辺りどうでしょうか。

国際課長

国際研修センターの廃止によって、海外技術研修員事業の実施に影響が生じないよう、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

まず、研修員の宿舎でございますけれども、民間アパートやマンション等を借り上げるなど、研修員に極力不便が生じないような代替措置を今後検討してまい

ります。

また、研修員への日本語研修につきましても、専門研修に支障が生じないようにしっかりと対応を検討してまいります。

海外技術研修員事業は 40 年以上の実績を積み重ねてきた本県の国際協力、国際貢献の象徴的な事業でございますので、今後とも、開発途上国のニーズをきちんと把握しながら、着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

小野寺委員

今後もし是非、しっかり対応し、推進していただきたいと思います。

それと留学生支援についてなんですけれども、これまでは宿舎を提供するということがあったけれども、これからは、就職だとか長期交流だとか、そういう支援施策にかじを切っていくということでありました。研修センターは廃止されるということですが、それによって県の留学生支援策が後退するようなことがあってはならないと思います。今後の留学生支援について、どのようなスタンスを持って臨むのか、最後に御所見を伺いたいと思います。

国際課長

留学生支援につきましては、留学生を取り巻く住環境の変化や留学生のニーズ等を踏まえまして、これまでの住居中心の支援から、就職や地域交流など総合的な支援施策へ転換を図ることといたしたところでございます。

特に平成 24 年度からは、留学生向けに新たに実施した事業といたしまして、就職支援では、就職支援セミナーを 25 回、企業見学会を 2 回、合同会社説明会を 1 回開催したほか、交流支援といたしまして、留学生と日本人家庭 20 組をマッチングするサポートファミリー事業などを実施いたしました。

また、こうした留学生支援につきましては、かながわ国際ファンクラブのポータルサイトに情報を掲載し、メールマガジンを発信するなど、留学生向けに様々な情報の提供を行っております。

さらに今年度は、留学生支援拠点でありますKANAFAN STATIONを県民センター 2 階に本格オープンさせまして、留学生と留学生を支える団体の方々が出会い、自由に交流できるスペースを確保するとともに、留学生の生活や就職等に関する相談や情報提供も、このスペースを活用する中で積極的に展開しているところでございます。

今後のKANAFAN STATIONの運営に当たっては、県だけではなく、留学生、留学生支援団体、企業、大学など様々な関係者等と協力、連携しながら、そうした関係者等を取り込んだ運営会議を開催するなど、留学生支援施策全般につきまして創意工夫を図り、ニーズに合った施策を展開してまいりたいと考えております。

小野寺委員

今神奈川県では、国際戦略総合特区など、国際的に様々に注目される舞台を用意していこうというときでありますから、是非、神奈川にふさわしい国際化をこれからも推進していただきたいと思いますと思うんです。建物などの箱物は次々と

くなりますけれども、それを補って余りあるように、しっかりソフト面での施策に注目していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上で私の質問を終わります。